平成２２年（フ）第９８６号
大阪府和泉市富秋町２丁目25番14号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目５番52号
破産者　石田工業こと　石田　　節
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
奈良県大和郡山市小林町西２丁目１番地11、申立時の住所奈良県大和郡山市高田町２番地１　グランドメゾン大和郡山806号
破産者　村嶋　光男
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３０号
奈良市右京１丁目３番地の１　平城第２団地３―211
破産者　後藤由紀子（旧姓石飛）
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８４０号
広島市西区南観音１丁目３番41―404号
破産者　北藤　勝文
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８８号
広島県安芸郡熊野町萩原10丁目17番６号
破産者　山根　慎一
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８０号
広島市中区江波西２丁目８番10号
破産者　川上　忠宏
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８号
愛媛県宇和島市宮下甲1600番地７　梅ノ木団地２号
破産者　ヨシダカメラこと　吉田　孝雄
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１７号
開始決定時の住所北海道旭川市大町１条10丁目181番地の19
破産者　田澤　光則
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
開始決定時の住所北海道旭川市大町１条10丁目181番地の19
破産者　田澤　紀子
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９５号
岩手県八幡平市荒屋新町22番地１
破産者　中村　優子
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０７号
群馬県高崎市昭和町３番地１　シャルマンコーポ高崎804号
破産者　黒岩　達介
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４８８号
京都府京都市北区紫野大徳寺町53　大徳寺内、住民票上の住所静岡県浜松市東区天龍川町948番地の１　カルマーレⅡＢ棟
破産者　向山東洋治
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
広島県呉市幸町８番１号海上自衛隊
破産者　楠　　実範
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０１０号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水4955番地36
破産者　本田　修治
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４５号
熊本市城南町下宮地917番地５
破産者　坂本　憲生
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６８号
山口市穂積町５番13号
破産者　手打ち中華そば侍こと　山根　　敦
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第５８２号
長崎県長崎市平間町3094番地、旧住所長崎県長崎市松原町2508番地
破産者　久保田和代
1　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
2　一般調査期日　平成23年７月22日午前10時10分
平成23年５月23日
長崎地方裁判所民事部破産係